

4 その他手続き

※申請書等の記入例（業務改善助成金交付申請書等の書き方と留意事項について）

	事案	提出書類	備考
(1)	税込で国庫補助所要額を算定した助成事業者で、事業の完了後、税額が確定した場合	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第12号）	助成事業が完了し、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後（仕入控除税額が0円の場合を含む） 速やかに 、遅くとも令和10年6月30日までに徳島労働局長に報告しなければなりません。ただし、当該消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合は報告不要です。消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが 確定した場合 は、仕入控除税額を国庫に返還しなければなりません。「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第12号）」の記入にあたっては、「 申請書等の記入例（P.25） 」をご参照ください。
(2)	事業完了期日を変更する場合	事業完了予定期日変更報告書（様式第7号）	予定の期間内（事業実施計画書の事業完了予定期日まで）に事業が完了できないと見込まれる場合は、 速やかに 「事業完了予定期日変更報告書（様式第7号）」を徳島労働局長に提出し、その指示を受けなければなりません。記入にあたっては、「 申請書等の記入例（P.16） 」をご参照ください。
(3)	計画の変更をする場合	事業計画変更申請書（様式第3号）	軽微な変更を除き、助成対象経費の額又は配分に変更がある場合、その他申請書の内容を変更するときは、あらかじめ「事業計画変更申請書（様式第3号）」を徳島労働局長に提出し、その承認を受けなければなりません。記入にあたっては、「 申請書等の記入例（P.11） 」をご参照ください。
(4)	助成事業を廃止する場合	事業廃止承認申請書（様式第5号）	交付の要件を満たすことができなくなった場合、「事業廃止承認申請書（様式第5号）」を徳島労働局長に提出し、その承認を受けなくてはなりません。記入にあたっては、「 申請書等の記入例（P.14） 」をご参照ください。